

首都圏整備計画(案)

説明資料

平成18年6月

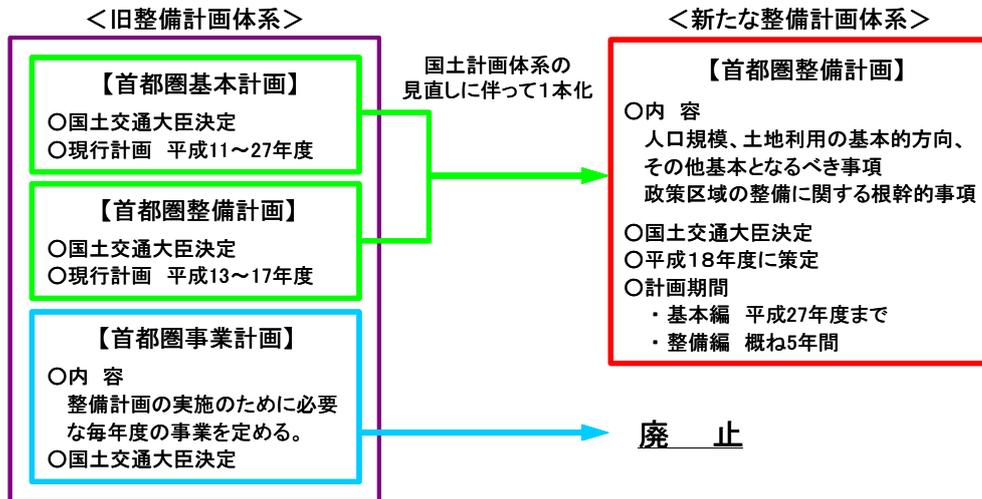
国土交通省国土計画局
大都市圏計画課

1. 計画策定の経緯

この計画は、首都圏整備法に基づき、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため、必要な首都圏の整備について、国土交通大臣が策定するものである。

平成17年の首都圏整備法の一部改正により、単年度計画である首都圏事業計画については廃止となり、旧計画における首都圏基本計画及び首都圏整備計画を一本化した新たな首都圏整備計画を定めることとなった。

今回、旧整備備計画が17年度で期限切れとなったため、現行の首都圏基本計画と合わせて、新たな整備計画を策定しようとするものである。



2. 計画の期間

この計画の期間は、基本編については、平成27年度までとし、整備編については、平成18年度から概ね5年間とするが、新たに策定される国土形成計画等に伴い、計画期間途中での変更があるものとする。

3. 計画の対象区域

この計画は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域を対象とするとともに、広域的な連携等の観点から周辺の地域を視野に含めるものとする。なお、整備編においては、東京中心部、近郊地域、関東北部地域、関東東部地域、内陸西部地域及び島しょ地域の6地域について、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域を中心とする区域を対象とする。

4. 計画の構成

この計画は、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に基づいて作成するものであって、基本編（第1章から第3章）及び整備編（第4章及び第5章）の2つの部分により構成する。

基本編（第1章から第3章）は、長期的かつ総合的な視点から、今後の首都圏整備に対する基本方針、目指すべき首都圏の将来像及びその実現に向けて取り組むべき方向を明らかにしたものであって、関係行政機関及び関係地方公共団体の首都圏の整備に関する諸計画の指針となるべきものである。

また、整備編（第4章及び第5章）は、首都圏の区域のうち、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域において、所要の広域的整備の観点を含め、道路、鉄道等首都圏整備法第21条第1項第2号及び第3号に規定する各種施設の整備に関し、その根幹となるべきものを定めたものである。

5. 計画の概要（案）

- 基本編においては、原則、旧基本計画部分の見直しは行わないが、事実関係についての修正を行った。（人口等については、国土形成計画（全国計画・広域地方計画）の策定に伴い示すこととなるので、修正は行わない。）
- もっぱら整備編において、旧整備計画レベルの個別事業記述の見直しを行う。
- 新たに策定される国土形成計画（全国計画、広域地方計画）や、大都市圏整備計画の抜本見直しに伴い、計画期間途中での変更があるものとする。
- 今後の課題について、序説に記述
 - ①高齢者等が豊かに暮らす都市・生活圏の確立
 - ②広域的な緑地・自然地の保全・再生
 - ③郊外部をはじめとする土地利用の広域的修復
 - ④活力エンジンを担う広域都市圏の形成
 - ⑤業務核都市等の生活拠点としての役割の強化

6. 整備計画策定スケジュール

年月日	実施内容
平成18年	
3月16日	第1回首都圏整備部会において、策定の方針について意見聴取
4月下旬	各都県及び政令市から、記載内容についての意見提出
6月22日	第2回首都圏整備部会において、計画案について審議
6月30日	国土審議会において、計画案について審議
7月下旬	関係行政機関との協議終了を受け、国土交通大臣により決定計画の公表及び関係行政機関への送付

<参考>

○財政上の優遇措置について

首都圏整備計画に基づいて実施される事業については、「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」により、財政上の特別措置が講じられることとなっている。

この法律は、平成17年度末までの期限となっていたが、2年間延長された。

次期「首都圏整備計画」の概要(案)

旧【首都圏基本計画】(H11～H27)

序説

- 意義・対象区域・役割分担
- 計画期間、首都移転との関係

第1章 首都圏を取り巻く諸状況と課題

- ①首都圏を取り巻く諸状況
 - ・国の課題に応じた首都圏の果たすべき役割
- ②首都圏の現状と課題
 - ・首都圏整備に関する経緯と課題

第2章 首都圏の将来像

- ①目標とする社会や生活の姿
- ②目指すべき地域構造
- ③人口規模等の将来見通し

第3章 首都圏の将来像実現のための施策

- ①我が国の活力創出に資する自由な場の整備
- ②個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現
- ③環境と共生する首都圏の実現
- ④安全安心で質の高い生活環境を備えた地域の形成
- ⑤将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造

第4章 地域別整備構想

東京都市圏、関東北部、関東東部、内陸西部、島しょ地域

旧【首都圏整備計画】(H13～H17)

序説

- 対象区域の定義、計画期間

第1章 首都圏整備の構想

- 地域毎の整備構想
 - ・東京中心部、近郊地域、
 - ・関東北部地域、関東東部地域、内陸西部地域

第2章 施設の整備計画

- 道路、鉄道、港湾、宅地、住宅等
 - ・基本方針、広域的事業(一部)、事業概要(地域別)

新【首都圏整備計画】

序説

- ・計画期間は、平成27年度まで
- ・I部とII部の関係
- ・国土形成計画を踏まえ、柔軟に見直しを行う。

○「今後の検討課題」を記述

- ① 高齢者等が豊かに暮らす都市・生活圏の確立
- ② 広域的な緑地・自然地の保全・再生
- ③ 郊外部をはじめとする土地利用の広域的修復
- ④ 活力エンジンを担う広域都市圏の形成
- ⑤ 業務核都市等の生活拠点としての役割の強化

[I部 基本編]

- ・計画期間は、平成27年度まで

第1章 諸状況と課題

第2章 首都圏の将来像

- ・人口等については、国土形成計画(全国計画・広域地方計画)の策定に伴い示すこととなるので、修正は行わない。

第3章 首都圏の将来像実現のための施策

- × 整備計画編の地域と整合しないので削除(島しょ地域について、第4章に追記)

[II部 整備編]

- ・計画期間は、平成18年度から概ね5年間

第4章 首都圏整備の構想

第5章 施設の整備計画

- ・検討状況の反映
- ・財特措置に支障がないよう記述事業を網羅
- ・名称変更、完了事業の削除等

首都圏整備計画（概要図）



第1回首都圏整備部会意見等への主な対応

1. 序説における記述関係

(1) 高齢者の都心居住、地域コミュニティ、高齢者の地域活動

a) 意見

- ・ 高齢者の都心居住のあり方、高齢者居住を支える多様な都心地域コミュニティの確立が重要。地域教育を担うコミュニティの再構築が必要
- ・ 地方の地域活動に関わることによる高齢者の生活圏の拡げ方が課題、里山保全は高齢者の活動の受け皿 等

b) 記述（序説.3p.「7. 今後の検討課題」）

- ・ 「 高齢者が豊かに暮らす都市生活圏」を記述

(2) 広域的緑地保全、広域的環境

a) 意見

- ・ 首都圏郊外部はガーデンシティになり得る。
- ・ 広域的環境整備に関するわかりやすい計画必要、都市部を支える地方の環境を広域的に捉えうる必要

b) 記述（序説.3p.「7. 今後の検討課題」）

- ・ 「 広域的な緑地・自然地の保全・再生」を記述

(3) 郊外部の居住環境、土地利用修復

a) 意見

- ・ 郊外居住のあり方、郊外部団地等の再生重要

b) 記述（序説.3p.「7. 今後の検討課題」）

- ・ 「 郊外部をはじめとする土地利用の広域的修復」を記述

(4) 活力エンジン

a) 意見

- ・ 首都圏は日本を牽引する活力エンジン、国際的戦略の必要性

b) 記述（序説.3p.「7. 今後の検討課題」）

- ・ 「 活力エンジンを担う広域的都市圏の形成」を記述

(5) 業務核都市等

a) 意見

- ・ 多様な機能を拠点都市が分担し、広域連携により圏域の一体的機能を発揮する必要

b) 記述（序説.3p.「7. 今後の検討課題」）

- ・ 「 業務核都市等の生活拠点としての役割の強化」を記述

2. 整備編における記述関係

(1) 広域道路等の確実な推進

a) 意見

・広域道路等のスケジュールに即した確実な進捗とそのための措置(地下活用等)重要

b) 記述(第5節施設の整備計画.p60.「1.道路1)基本方針」)

・「このため、東京中心部と広域連携拠点等を連絡し、効率的なネットワークを形成する環状方向と放射方向からなる高規格幹線道路網等の整備においては、特に、目標年次に沿った計画の確実な進捗を図り、事業全体のスケジュールを明らかにする取組を一層進める。」と記述を追加

(2) 大規模団地の再生

a) 意見

・郊外部団地等の再生が重要

b) 記述(第5節施設の整備計画.p74.「1.宅地1)基本方針」)

・「また、郊外部の活力維持のため、まちなか居住の推進と市街地周辺部の低密度な開発の抑制を進める。このほか、既に整備が進められているニュータウンにおいて、ゆとりのある良質な宅地を供給するとともに、適切な維持と居住世帯の更新等のあり方を検討する。」と記述を追加

(3) 首都圏の象徴としての富士山

a) 意見

・首都圏固有の景観である富士山等を適切に位置づけるべき

a) 記述(第4節首都圏整備の構想.p58「5内陸西部地域」)

・「富士山に代表される美しい山岳景観や豊かな自然に恵まれた地域であり」と記述を追加